

石窟庵と近代日本 — 曾禰荒助韓国統監・寺内正毅朝鮮総督を中心に —

井上直樹

はじめに

七世紀後半〜一〇世紀半ばまで朝鮮半島中南部を支配した新羅の王都であった慶州には、今なお、新羅時代の寺院・古墳などが多数存在するが、そのなかの一つに石窟庵がある。二〇世紀初頭、いち早く朝鮮半島の建築・古蹟調査を行った関野貞が石窟庵を、「蓋新羅時代に於ける最優秀なる一大遺構なるへし」と述べ（関野「一九一〇」）、朝鮮の芸術を探究した柳宗悦も、「永遠の傑作」であり、「畜に一国の製作ではなく美に隋唐の仏教の結晶であり、引いては東洋の宗教並びに芸術の帰結」と絶賛したごとく（柳「一九一九」）、この石窟庵は華麗なる新羅文化を今に伝える代表的な文物の一つとして取り上げられてきた。

しかし、この石窟庵は悠久なる朝鮮の歴史において、常に新羅を代表する仏教遺跡として重視されてきたわけではない。例えば、一六世紀の朝鮮王朝代の地理書である『新增東國輿地勝覽』（一五三〇年撰）慶州府・仏宇条には、今日、石窟庵と並び称され、新羅を代表する仏教寺院である仏国寺についての記述は認められるものの、その東北に位置する石窟庵に関する記事はみえない。石窟庵は朝鮮王朝時、必ず

しも今日のように有名であったわけではない。すでに先学の指摘してきたように、石窟庵は近代以後、新たに見いだされ、今日のような新羅文化を代表する仏教遺跡として位置づけられていったのであった⁽¹⁾。

その過程で石窟庵は日本人によって「発見」されたと喧伝され、日本の朝鮮支配機関である朝鮮総督府によって「修復」されていった⁽²⁾。それは日本の植民地支配を正当化させることも無関係ではなかったことが既に姜煥静「二〇一二」などによって指摘されているが、そうした研究をふまえて石窟庵「修復」を主導した朝鮮総督府にとって、そのことがどのような意義を有していたのかを検証していくことは、仏教遺跡としての石窟庵の近代以後の歩みならびに日本の朝鮮支配の一端を理解する上で重要である。

そのために、まずは朝鮮総督府による石窟庵の具体的修復過程を考究する必要があるが⁽³⁾、こうしたこととも関わって軽視できないのは、石窟庵の「発見」・「修復」が当該期の韓国統監や朝鮮総督とも密接に関わっていたという言説である。例えば、石窟庵の近代史的意義を積極的に追究する姜煥静「二〇一二」は、第二代韓国統監・曾禰荒助の石窟庵訪問を契機として石窟庵が大衆化されたと説き、石窟庵の「発

見」・「修復」はこれら韓国統監や朝鮮総督との関係をふまえつつ検討すべきことを高唱した。この指摘は石窟庵の近代以後の歩みならびに近代史的意義を理解する上でも軽視できないとおもわれる。

しかしながら、こうした指摘を行った姜燺静「二〇一二」をはじめ、既往の研究では、必ずしも韓国統監や朝鮮総督と石窟庵との関係が、関連資料の検証にもとづいて論及されてきたわけではない⁽⁴⁾。だが、これは石窟庵の「発見」・「修復」に関する基礎的事実の一端を解明するとともに、それに密接に関わった日本の朝鮮支配の一端を考究する上で看過できない課題でもある。

そこで、この問題の重要性に鑑み、本論では既存の研究において必ずしも十分に吟味・検討されてこなかった韓国統監・朝鮮総督と石窟庵との関係を改めて討究し、近代以後の石窟庵の歩みおよび近代日本の朝鮮文化政策の一端を理解する上での端緒にしたいとおもう。

一 石窟庵の「発見」

(一) 前近代の石窟庵

この石窟庵は仏国寺とともに新羅の景德王一〇(七五二)年に創建されたと考えられている⁽⁵⁾。『三国遺事』大城孝二世父母・神文代条には石窟庵を石仏寺とし、石窟庵は、本来、石仏寺と呼称されていたようであるが、仏国寺の末寺として石窟庵とされたのは、一八世紀頃からであった(姜燺静「二〇一二」)。

その後、石窟庵の動向については必ずしも詳らかではない。既述のように『新增東国輿地勝覧』にも石窟庵に関する記事はない。明治

三五(一九〇二)年には関野貞が、明治三九(一九〇六)年には今西龍がそれぞれ慶州を訪問しているが、彼らの報告書のなかに石窟庵関連記述は認められない⁽⁶⁾。それは石窟庵が今日ほど有名ではなく、関野や今西も石窟庵に関する情報をキャッチしていなかったからであろう。

だが、黄寿永「一九六七」や姜燺静「二〇一二」が指摘するように、石窟庵が廃寺となり、人々の記憶から忘却されていたわけではない。たとえば、鄭時翰『山中日記』戊辰(一六八八年)五月一五日仏国寺条には、石窟庵についての叙述があり、そのなかで石窟庵の仏像はまるで生きているかのようにであったと記されている⁽⁷⁾。さらに同書・戊辰(一六八八年)五月一日仏国寺条にも、一人の居士が妻とともに全州から仏国寺の石窟・骨窟庵らを訪れていたことを伝えている⁽⁸⁾。これをふまえ、黄寿永「一九六七」は石窟庵が慶州の「遊覧コース」の一つであったと説いたが、当該期、石窟庵がそれほど有名であったならば、『新增東国輿地勝覧』にも記載されたはずである。だが、そうでなかったことからみて、当時、石窟庵が黄寿永「一八六七」の指摘するように「遊覧コース」として、全土に広く知られていたのかは疑問の余地もある。ただし、少なくとも一部の人々には石窟庵の存在は知られていたのであった。

一八世紀に製作された『嶺南名勝貼』(一七二五年)、『海東地図』(一七五〇年までに作成)などにも石窟庵が描かれているという姜燺静「二〇一二」の指摘をふまえるならば、石窟庵は少なくとも一八世紀の文人たちには認知されていたことになろう⁽⁹⁾。

一方、現地の人々にも石窟庵は認知されていたようである。中村「二九二九」には

余はその附近の朝鮮老人やその他の人達に、幾度か尋ねて見たところ、一年中のある時期には―例へば、三月の三日とか、四月の四日とか、五月の五日とか、そんな時によく山遊びなどもするので、其年一年の福を祈るために参詣したもの、やうにも思はれるのである。無論極東の芸術的殿堂であるなどは、毛頭思はなかつた事は事実である。

とあって、現地の住民たちが石窟庵に参詣していたと推測している。石窟庵は人々から完全に忘却されてしまったわけではないものの、今日ほどその存在を広く知られていたわけではなく、一部の現地人が認知していたに過ぎないというような状況であつたのであろう¹⁰⁾。二〇世紀初頭、関野や今西の慶州踏査記録に石窟庵についての言及がないのは、おそらくそうした状況を反映しているのであろう。新羅を代表する寺院として認知されていれば、彼らは間違いなく石窟庵を訪れていたはずだからである。

石窟庵のこうした状況は当時の新聞記事からも推知できる。『皇城新聞』では一九〇九年七月から「名所古蹟」と題して、朝鮮半島の名所古蹟に関する記事が掲載されていた。同年九月二五日には、現在、石窟庵とともに新羅仏教文化を代表するものとして言及される仏国寺関係記事が認められるものの、一連の記事のなかには石窟庵はない。当時、石窟庵は新聞に掲載されるほど有名でなかつたのであろう。

ちなみに黄寿永「一九八九」は、関野や今西が慶州を訪問した頃、

日本人による遺物の略奪が激しかったため、現地の人々はあえて彼らに石窟庵の存在を教えなかつたのではないかと推測しているが、それならば現地の人々は同じ韓国人である『皇城新聞』の記者にも石窟庵の情報を伝えていなかったことになってしまう。記者は現地人によって石窟庵の存在を聞き知っていたが、それを取り上げなかつたということも想定できなくもないが、それならば石窟庵はそこから排除されるほどの存在でしかなかつたことになってしまう。おそらく、当該期の石窟庵は、現在のような新羅文化を代表する仏教寺院として幅広く認知されていなかったものであり、そうであるからこそ『皇城新聞』でも取り上げられなかつたのであろう。

(二) 日本人による石窟庵「発見」

ところが、石窟庵はその後、日本人によって新たに「発見」されたと主張されていくようになる。たとえば、柳「一九一九」は
此石仏寺が始めて吾々の注意を引いたのは今からまだ十年にもならないのである。恐らく明治四十四（一九一）年であつたらうか、慶州の郵便局員の偶然な発見によると云はれてゐる。今は仏国寺から道路が修理されて何人も容易に行かれるのであるが、十年の昔には殆んど道も無かつたのである。※（一）井上、以下同様。と述べ、さらに中村「一九二九」も、

世に忘れられてゐた窟庵が、始めて吾々の注意を惹くやうになつたのも、今から僅か十数年前の事であつた。明治の終わり頃、慶州の郵便局員が偶然にも発見したと云はれてゐる。其頃は、完全

な道路といふものもなく、容易に行かれる所でなかつた。

と論じ、郵便局員によって偶然、石窟庵が「発見」されたとする。もつとも柳「一九一九」はそれを明治四四（一九一）年とするが、詳細は後述するものの、それ以前に曾禰荒助韓国副統監が石窟庵を訪れているから、彼の記述は問題がある¹¹⁾。しかし、注目すべきなのは、中村も柳もみな郵便局員が偶然に石窟庵を「発見」したとしていることであり、これはこの頃、石窟庵が郵便局員によって「発見」されたということが一部の人々の間に膾炙していたことを示している。

一方、大阪「一九三二」には、

明治四十（一九〇七）年頃、「吐含山頂の東側に大石仏が埋まつて居る」といふことが、誰からともなく当時在住内地人の間に伝えられた。かつて仏都たりし慶州には、石仏が其の邊にごろゝあるのは珍しくない時であるから、こんな話を耳にしても誰も行つて見る者もない。四十一（一九〇八）年頃になつて漸く人の注目をひくやうになり、遂に翌四十二（一九〇九）年春曾禰副統監の巡視となり、間もなく関野貞博士の調査となつて、此所にはじめてこの偉大にして貴重な遺物が、その道の権威者によつて紹介され、従つて之が保存の急務も当局に認められて来た。

とあって、石窟庵の存在が明治四〇（一九〇七）年頃、慶州在住の日本人の間におぼろげながら知られていたものの、必ずしも石窟庵が郵便局員によって「発見」されたとはしていない。かりに石窟庵が郵便局員によって「発見」されていたのであれば、特筆すべきことだつたはずである。しかし、大阪「一九三二」はもちろん、釋尾編「一九一〇」

や関野「一九一〇」にもそうした記述は見られない。郵便局員によって石窟庵が「発見」されたという話が登場するのはそれから約一〇年後のことである。

さらに、当時、慶州に在住していた木村静雄が記した木村「一九二二」や彼が朝鮮在住時を回顧した木村「一九二四」において、郵便局員による「発見」について論及していないことも看過できない。そもそも柳「一九一九」にはいくつかの事実誤認があり、それに加えて柳「一九一九」や中村「一九二九」も石窟庵の存在が広く知られ始めた時期よりかなり後になつて執筆されたことに留意すべきである。このようなことからみて、郵便局員が石窟庵を「発見」したとする柳「一九一九」や中村「一九二九」は信憑性に問題がある。

なお、姜燐静「二〇二二」はこうしたことと関連して、郵便配達員が石窟庵を「発見」して郵便局に戻つた後、郡守の梁弘黙、副郡守であった木村静雄、諸鹿央雄や田中亀熊らが石窟庵を踏査し、その報告をうけて曾禰荒助韓国副統監が木村らと石窟庵を訪れたという、「一般に広く知られている」発見談を紹介し、この発見談があくまでも口伝にすぎないこと、記録上、木村がはじめて確認されるのは、一九一一年の慶州郡書記就任以後であることから、木村が曾禰に同行して石窟庵を訪れたとするこの口伝は信じがたく、この「広く知られた」発見談は信憑性がないと指摘している。

木村「一九二四」には、木村が明治四三（一九一〇）年六月三日に慶州に赴任したことを伝えており、さらに『皇城新聞』にも「四月二十八日 道主事木村静雄 任郡主事叙判任官三等」（叙任辞令）

一九一〇年五月三十一日)とあって、慶州における木村の活動を確認できるのは、一九一〇年六月以後であるから、木村の赴任を一九一一年として、石窟庵発見談を批判する姜熿靜[二〇一二]の批判には事実誤認がある。

それはともかく、かりに石窟庵が大阪[一九三二]に叙述されたように、明治四一(一九〇八)年の段階で「漸く人の注目をひく」ようになっており、それ以前に「発見」され、踏査されていたならば、それは木村の赴任前のことであり、木村が石窟庵「発見」を聞いて、ただちに郡守たちと石窟庵を「調査」したという発見談は、問題があり、首肯できない。

このように、郵便局員による石窟庵「発見」に関する伝聞は誤りである可能性が極めて高いが、これと関わって改めて注目されるのは、黄寿永[一九六七]が慶州在住の崔南柱の

韓末慶州郵便局長は森馬助という日本人で、彼に金氏という配達員が「石人が数多く立っている」と伝えた。

という談話を紹介していることである。おそらく、慶州郵便局長の森馬助が現地の耆老から石窟庵の存在を聞いて、それを部下である郵便局員に配達の途中にでも探らせたか、あるいは歴史愛好者たちが郵便局長から石窟庵の存在を聞き、吐含山に登り、石窟庵の存在を確認したことがあったのであろう。具体的な経緯は詳らかにし得ないが、石窟庵の存在を現地の耆老から聞いたのが、郵便局長の森馬助であったことから、後、郵便局員によって石窟庵が「発見」されたとされ、それが一部の人々の間に広まっていったのであろう。

既述のように朝鮮文人や現地の人々に石窟庵が認知されていたにもかかわらず、こうした伝説が流布したのは、日本人によって石窟庵の素晴らしさが「発見」されたことを強調しなかったからであろう¹²⁾。それは中村[一九二九]がいうように、「発見といふ意味は、芸術品としての発見といふ意なの」であった。

そこで改めて問題となるのは、石窟庵が日本人によって「発見」された時期である。大阪[一九三二]では、明治四〇(一九〇七)年頃にその存在が伝えられ、明治四一(一九〇八)年になって人々の注目が集まった、とする。詳細は後述するが、その翌明治四二(一九〇九)年には曾禰一行が石窟庵を訪問しているから、少なくとも石窟庵はそれ以前にその存在を日本人によって「発見」されていたはずである。その時期を特定する決定的史料を未だ見出せていないが、さしあたり、それは大阪のいう明治四〇(一九〇七)年から明治四一(一九〇八)年頃であったのであろう。その後、新たに慶州在住の日本人によって「発見」された石窟庵の存在が曾禰副統監の耳にとまり、曾禰の石窟庵巡行となっていたのであろう。そして、このことは姜熿靜[二〇一二]が石窟庵の大衆化の契機となっていくと指摘したように、これによって石窟庵は公権力に触れ、近代史的意義を付与されていくことになるのであった。これは近代における石窟庵の位相を理解する上で軽視できない。そこで、以下、改めて曾禰の石窟庵訪問について、先行研究を批判的に検証しながら考究することにしよう。

二 曾禰荒助韓国副統監と石窟庵訪問

明治四〇（一九〇七）年から明治四一（一九〇八）年頃に慶州在住の日本人に広く知られ始めた石窟庵であるが、その後、明治四三（一九一〇）年二月に刊行された釋尾編「一九一〇」にはこの石窟庵の「発見」の経緯について興味深い叙述がなされている。すなわち、そこには

石窟庵は慶州仏国寺南方一里余にあり：（中略）：先年曾禰統監一行同菴に到り、始めて之を発見せし以外邦人の学者及調査員等も未だ足跡の及ばざる所なり、蓋し朝鮮に於ける石彫刻仏像中の最古の製作にして又第一の傑作なるべし。

とあって、曾禰荒助「統監一行」が「始めて」石窟庵を「発見」したと述べている。大阪「一九三二」は、曾禰一行の石窟庵訪問以前に石窟庵の存在が慶州在住の日本人に広まり、その後、曾禰らが石窟庵を訪れたとするから、この曾禰一行による石窟庵「発見」という叙述は、それと矛盾することになる。これに対して、姜燾靜「二〇一二」は、この曾禰の石窟庵来訪によって、石窟庵が人々に膾炙するようになったのであり、そのことはきわめて作為的でもあり、「石窟庵発見談」が当時の日本の政治権力とも密接に関わっていたことを傍証することになったしまったと説いたのであった。つまり、姜燾靜「二〇一二」によれば、曾禰の来訪によって石窟庵は政治性を帯びることになってしまったのであり、このことは近代以後の石窟庵の位相を理解する上でも軽視できない。

ところが、石窟庵の近代の歩みを理解する上で重要な曾禰の石窟庵

訪問については、必ずしもこれまで必ずしも資料に即して具体的に論じられてこなかった。そこでこの問題を論究するためにも、改めてその史的前提となる曾禰の石窟庵訪問に関する基礎的事実を資料に即して討究していこう。

曾禰は明治四〇（一九〇七）年九月、韓国副統監となり、その後、明治四二（一九〇九）年六月八日に初代統監である伊藤博文に代わって統監に就任している¹³⁾。だが、曾禰は翌明治四三（一九一〇）年一月五日に日本へ帰国した後「統監帰国」「皇城新聞」一九一〇年一月五日、体調を崩し、同年五月に統監を依願退職している¹⁴⁾。そのため、曾禰の統監在位時期はわずかに一九〇九年六月八日～一九一〇年一月五日までの約七ヶ月となる。既述の姜燾靜「二〇一二」は釋尾編「一九一〇」に「曾禰統監」とあることから、曾禰が一九〇九年秋、石窟庵を訪問したと推定した。また、韓永大「二〇〇八」も釋尾編「一九一〇」に曾禰を「統監」とすることから、曾禰の石窟庵訪問は六月以後のことで、写真からその時期を同年一〇月頃と推測した。それに対して¹⁵⁾「二〇〇九」は具体的な説明なく、曾禰一行の石窟庵訪問を一九〇九年四月としている。

このように既存の研究では、曾禰の石窟庵到来を一九〇九年四月もしくは、一九〇九年秋頃とみる見解が提示されているが、問題なのは、『皇城新聞』には、曾禰が四月二六日に慶州に到着したことを伝えていているものの（「副監旅程」一九〇九年四月二八日）、一九〇九年秋頃に曾禰が慶州を訪問した記事が見当たらないことである。姜燾靜「二〇一二」は一九〇六年四月に曾禰が慶州を訪問したことをふまえ

つつ、そこには石窟庵登頂記事がみえないことから、この時、曾禰が本当に石窟庵まで赴いたかどうかは確認できず、疑問の余地があると見て、曾禰の経歴が「統監」であることから、既述のように曾禰の石窟庵登頂の時期を同年秋とした。資料的問題から一九〇九年秋の曾禰の慶州訪問を完全に否定するのは困難だが、曾禰の副統監時の慶州訪問については新聞記事に伝えられているのに対して、統監就任以後の慶州訪問記事がみえないのは不審である。『皇城新聞』は曾禰統監の動向を比較的詳細に記しており、統監就任以後、慶州訪問に関する記事がないのは、当該期に曾禰が慶州を訪問しなかったからであろう。したがって、曾禰の石窟庵訪問は、一九〇九年四月の慶州などの巡視の時であったと考えるべきであろう。既述の大阪「一九三二」にも「遂に翌四十二（一九〇九）年春曾禰副統監の巡視となり」（※ゴチ・井上以下、同様）とあり、明治四二（一九〇九）年春に曾禰が石窟庵を「巡視」したと言及されていることも矛盾せず、こうした見解を傍証するものと理解してよからう。

その場合、曾禰は副統監で、釋尾編「一九一〇」のいう「曾禰統監」と矛盾するが、同書の刊行は明治四三（一九一〇）年二月であり、前年六月に曾禰が副統監から統監に就任した以後、編纂された想定される。同書が曾禰を「統監」とするのは編纂時、曾禰がすでに統監に就任していたことをふまえてのことであろう。それゆえ、曾禰の石窟庵訪問も必ずしも曾禰が統監であった時期に限定する必要はないようにおもう。

さて、このように理解した上で改めて『皇城新聞』から曾禰の慶州

訪問の状況を追究してみよう。それによれば、曾禰は四月三〇日、慶州を出発して釜山に向かったという（「副統監慶州出發」一九一〇年五月一日）。これに先立つ四月二五日には曾禰の旅程があらかじめ伝えられており（「副統監の旅行記」）、それによれば曾禰は二四日午後に元山を出発し、鬱陵島を経由して二六日午後には慶州に到着、慶州で二泊した後、二八日午後に出帆し、二九日に釜山に到着する計画となっていたから、曾禰は当初の計画であった慶州二泊を変更し、それよりも長く二六日（三〇日）までの四泊五日慶州に滞在したことになる。こうしたことからみても、やはり、曾禰の石窟庵訪問は一九〇九年四月末と考えるべきであろう。

それならば、釋尾編「一九一〇」のように、曾禰一行が石窟庵を「発見」としたというのはどのように理解できるのであるか。これに関して注目すべきは、その後、曾禰一行によつて石窟庵が「発見」されたという記事が、これ以外の書物にみえないことである。中村「一九二九」や大阪「一九三二」もまたそれ以前にすでに石窟庵が知られており、曾禰たちが石窟庵を「発見」したことを否定する。かりに曾禰一行が石窟庵を「発見」したのであれば、それは多大な功績として特記されるであろうが、韓国統監府を継承した朝鮮総督府によつて編纂された朝鮮総督府「一九三八」には曾禰の石窟庵「発見」については一切言及がない。

そもそも曾禰が石窟庵を「発見」したと記す釋尾編「一九一〇」は、既述のように曾禰が統監時代に編纂されたと考えられる書物である。おそらく、曾禰の石窟庵訪問は、慶州在住の日本人たちから石窟庵の

情報が伝えられた後、実現したのであるが、釋尾編「一九一〇」は石窟庵の「発見」を曾禰統監の業績とするため、まるで曾禰たちがはじめて石窟庵を「発見」したかのように特記したのではないかと推測される。ちなみに同書は朝鮮古蹟刊行会より発刊されているが、同書に記された同会の役員名簿には名誉賛成員として曾禰の名前が筆頭に挙げられている。これもまた同書が、曾禰の石窟庵「発見」という曾禰の業績を頌する叙述を行った理由の一つとみてよいのかもしれない。やや穿った見方になるが、曾禰が統監を辞去した後に刊行された書物にはそうした記述が確認できないことも、このことを傍証しよう。おそらく、曾禰の統監辞職後はそうした政治的配慮も不要となり、曾禰による石窟庵「発見」は、喧伝されなくなったのであろう。その後、それに代わって郵便局長が石窟庵を「発見」したとされ、それが一部の人々の間で信じられたのであろう。

このように曾禰統監による石窟庵「発見」説はきわめて政治的なものであった。しかし、曾禰一行の石窟庵登頂によってその存在を認知され、近代日本人によって「再発見」された石窟庵は、曾禰統監の「発見」や、釋尾編「一九一〇」の「石彫刻仏像中の最古の製作にして又第一の傑作なるべし」という高い評価もあって、大いに注目を浴びることになった。

これを端的に示すのが、釋尾編「一九一〇」が刊行された同年に、石窟庵が日本の国宝編入対象として緊急調査されたことである（『日本国宝』^に編入^{された}者）『皇城新聞』一九一〇年九月一日）。その前年の『皇城新聞』には慶州の「名所古蹟」にすら取り上げられなかつ

た石窟庵が、突如として芬皇寺九層塔、瞻星台など新羅文化を代表する遺跡と並んで国宝候補リストに挙げられたのである。こうして石窟庵は近代以後、その文化的価値が付与されていくことになっていったのであった。

さらにこれと関わって興味深いのは、この石窟庵をソウルに移送する計画が統監府で起こっていたことである。木村「一九二四」には、突然にも、彼が耳を疑ふ様な命令が觀察使から届いた、曰はく「仏国寺の鑄造仏と、石窟仏の全部を京城に輸送すべし」と嚴命である、そして直ちにこれか運送の計算書を送れとの事だ。

とあり、仏国寺の鑄造仏と石窟仏の全部を京城に移送せよとの命令が下ったとしている。これは木村が一九一〇年六月に慶州に赴任してから一〇月までのことであった（木村「一九二四」）。曾禰の石窟庵訪問、釋尾編「一九一〇」刊行によって、石窟庵の重要性が広く認知されたためであろうが、この移送計画に対して木村「一九二四」には

実に暴命是れに過ぎたるはないと云ふ反感の止度かない、抑も此等の遺跡、遺物と云ふものは其の土地に定着してこそ、歴史の証憑ともなり、敬仰の念も湧くので、之を他に移すなどは無謀も甚だしい、役人として事理を解せざるにも程がある、是は盲従すべきではない、と斯う考へてから、回答を送らずに黙殺せうと決心した。

とあって、遺跡・遺物の現地保存主義的観点から、木村はこれに反対したという。その結果、

聽て十月の官制改制、道長官が任命され、其の下に大小の内地人

官吏が据えられて、僕の命令峻拒に対する飛躍は美事に奏功して、沙汰止みとなつたことは、今に於ても僕の会心に堪えない處だ、そして其の新羅の重宝が永久に慶州の地に保存されて居ることとは、喜ばしい事だ。

とあるように（木村「一九二四」）、木村が命令を黙殺しているうちに、朝鮮併合などによる機構改革などによって、石窟庵の京城移送沙汰止みになってしまったのであつた。木村は自らの命令黙殺によって、石窟庵移送がなくなつたかのように記すが、そこには自らの行動を称美した可能性もあり、木村の抵抗活動のみによって石窟庵移送が中止となつたわけではなからう。詳細は不明であるが、いずれにしてもこの石窟庵ソウル移送計画は、石窟庵の「国宝編入」とも関わつて、この頃、石窟庵がきわめて注目されたことを示唆する。このように石窟庵はこの頃から急速に視線を注がれるようになっていったのであつた。

三 寺内正毅朝鮮総督の石窟庵京城移送計画の再検討

この石窟庵に対しては、曾禰荒助に継いで韓国統監・初代朝鮮総督となつた寺内正毅も関心を示すことになつた。寺内と石窟庵の関係については、大阪「一九三一」に比較的詳しく記されているが、注目すべきは、そこに

併合後間もなく、諸般の政務多端な時にも拘わらず、古代美術に深き理解を有せられた時の総督寺内伯は、先づ第一にこれが保存に深甚の注意を払われた。現地保存は理想であるが、当時の地方状況からはそれは却つて危険と見られ、出来得ればこれを京城に

移さうとした。早速時の長髻郡へその調査を命じられた。

とあつて、総督に就任した寺内が、併合後ほどなく、石窟庵の現地保存の困難を理由に、石窟庵の京城移送を考えていた、と記すことである。これに対して鄭仁盛「二〇〇九」は、寺内が石窟庵を京城に移送可能かどうかを確認することを目的の一つとして慶州を訪問したとして、寺内による石窟庵移送案を是認した。さらに姜燾靜「二〇一二」も寺内が石窟庵を京城へ移送するよう指示したと論じた。鄭仁盛「二〇〇九」・姜燾靜「二〇一二」では寺内の石窟庵移送計画の史料の典拠が示されていないため、何にもとづいて前述したような指摘を行つたのかは必ずしも詳らかではないが、管見によれば、寺内の石窟庵移送計画は大阪「一九三一」にのみ記されているから、鄭仁盛「二〇〇九」・姜燾靜「二〇一二」はおそらく大阪「一九三一」に依拠して、寺内の石窟庵京城移送説を紹介した可能性が高い。

その大阪「一九三一」、はこれに続いて、

驚いたのは長髻郡である。標高五百六一メートルの山頂から、甘浦港まで約四里の道路を新たに造らねばならぬ。それから貴重な石像大小三十八体並びに石窟用材を完全に運搬せねばならぬ。自信を以て見積もる者がなく、その実施は到底不可能とされた。そこでいよいよ現地保存といふことになつた。

と記し、長髻郡をはじめとした関係部署などが石窟庵運搬のためにいろいろと検討したが、「自信を以て見積もる者」もなく、「実施は到底不可能」とされたため、中止となり、現地保存に決定したとする。

既述のように鄭仁盛「二〇〇九」や姜燾靜「二〇一二」は、この大

阪「一九三二」の石窟庵京城移送計画を事実として認め考察を加えているが、ここにみえる寺内の石窟庵京城移計画には疑問が残る。

疑問の第一は、この当時、慶州の郡役所で勤務し、慶州の文化財について関心を示していた木村静雄が記した木村「一九二四」に、この寺内総督による石窟庵京城移送計画が記されていないことである。既述の一九一〇年代の石窟庵の京城移送計画は、寺内の統監就任以後のことであるが、あくまでもそれは朝鮮併合以前であり、かつ寺内の統監時代のことであって、併合後の寺内の総督就任以前のことであった。

また、既述のように木村はすでに一九一〇年代の石窟庵京城移送計画に断固反対の立場を示していた。かりに、寺内が石窟庵を解体して京城に移送させようとしていたならば、それに対して言及があつて然るべきである。しかし、木村「一九二四」の寺内に関する叙述にはこれに関するものが一切ない。木村は同書のなかでわざわざ「寺伯と長伯」という節を設け寺内について論じているが、そこには、「そんなに恐い叔父さんでないと思ふた、厳格ではあるが正直な親しみのある好翁の様だ、そして時々諧謔も云ふ、洒落も云ふ」と記し、寺内に対しては好印象を懷いたようである。その寺内がかりに石窟庵を解体して、京城に移送することを考えていたとすれば、慶州郡に勤務していた木村にも伝わっていたはずであろう。しかし、それは見当たらず、また木村の寺内に対する高い評価もなかったはずであらう。

疑問の第二は、寺内に先だつて慶州に派遣された技手の復命書にも石窟庵移送に関する記述が認められないことである。寺内の慶州巡行

に先立つ総督府技手の石窟庵調査については、黄寿永「一九六七」に論及されているが、それによると、大正元（一九一二年）、総督府技手の木子智隆が石窟庵調査に派遣され、同年六月二五日に復命書を提出しており、そこには石窟庵が「其構造珍奇で其彫刻の精美なること、当代において最優秀の建物である」ものの、「現状は穹窿状の天井の三分の一」がすでに転落し、土砂が流入して仏像を破損しているなど、「崩壊の憂いがある」とし、「修理切迫な建造物並取締方嚴重を要する」と報告するのみで、京城への移送に関する記述は認められない¹⁵⁾。かりに石窟庵の移送を計画していたのであれば、それについて言及があつて然るべきであるが、それに関する記述はない。京城移送関係記事がないのは、そもそも石窟庵の移送が考えられていなかったためであらう。このことから寺内総督による石窟庵移送計画には疑問が残る。

こうしたことからみて、大阪「一九三一」にみえる寺内総督による石窟庵移送計画には疑点があるが、こうしたことと関わって軽視できないのは、この当時、慶州において総督府によって仏国寺の多宝塔や石窟庵の仏像などが京城に移送されるという流説が存在していたことである。『毎日申報』には朝鮮総督府が仏国寺の多宝塔・石窟庵の仏像などを京城に転搬保管するという流説に対して住民が騒いでいるが、これは根も葉もない話で、総督府ではこれらの遺物を京城に移転する意図のないことが報じられている（「慶州古宝の流説」一九二二年一月三日）。

こうした噂話が新聞報道されたのは、一九一二年当時、石窟庵の仏像などが京城に移送されるという噂話が現実味をもってかなり慶州に

流布しており、問題となっていたからである。当時、大阪は慶州に居住しており、おそらくこのような噂話を伝え聞いていたのであろう。あるいは、こうしたこともあつて寺内総督の指示による石窟庵京城移送計画が大阪「一九三一」に記されたのかもしれない。だが、それは『毎日申報』の記事のように、あくまでも根拠のない噂話にすぎず、総督府でもそのような考えなどなかったのである。

こうしたことからみて、大阪「一九三一」が伝える寺内総督による石窟庵京城移送計画は、あくまでも噂話をもとにしたものであつた可能性が極めて高い。同書に記された長髯郡の記述もおそらく木村「一九二四」が伝えた、既述の一九一〇年の石窟庵移送計画時のものである。木村「一九二四」の指摘した石窟庵移送計画は、前述のように一九一〇年六月―一〇月までのことであり、それは同年五月に退職した曾禰に代わつて寺内が統監に就任した直後のことであつた。それだけに寺内が石窟庵移送に直接関与していた可能性もないわけではない。ただし、寺内はこの段階では統監に就任したばかりで、石窟庵に対してどれほど関心を傾けていたのかは必ずしも明らかではない。むしろ、統監就任直後であり、石窟庵の保存を重視していたかは疑問の残るところである。おそらく、寺内統監時代の石窟庵移送計画との一九一二年頃の石窟庵移送に関する噂話が混在して、誤つて大阪「一九三一」によつて寺内が総督就任後に、石窟庵を京城に移送しようとしたと記されたのであろう。

四 寺内正毅朝鮮総督の石窟庵訪問と石窟庵調査

このように大阪「一九三一」にみえる寺内正毅朝鮮総督の石窟庵京城移送計画の記述に問題があるとすれば、疑念はおのずと、それに続く寺内総督と石窟庵の関係を示す記事にも及んでくる。そこで改めてこれについて討究してみよう。

大阪「一九三一」では石窟庵の移送が無理となつて、現地保存が決定した、という記述の直後に、

「先づ俺が行つて視る！」この一言は寺内総督の面目を躍如たらしむるものである。大正元（一九一二）年秋、いよいよ総督巡視といふことになつた。

とあつて、石窟庵の京城移送断念、現地保存決定の後、寺内がさすが石窟庵を視察したかのように記している。大正元（一九一二）年六月、総督府技手・木子智隆による石窟庵が危機的情况にあるという報告は、黄寿永「一九六七」が指摘したように、朝鮮総督府にとつても看過しえぬ問題として認識されたであろうし、寺内自身も緊急保護処置の必要性を感じていたのかもしれない。だが、大阪「一九三一」の論じたように、木子の報告がただちに寺内の石窟庵訪問につながつたとはいえない。なぜなら、寺内の石窟庵訪問はそれよりも五ヶ月後のこと、必ずしも六月二五日の木子の復命書を受けて、ただちに寺内が石窟庵を訪問したとは考えられないからである。

しかも、寺内の慶州訪問は、川越で開催される「陸軍特別大演習陪観ノ為」の日本へ帰路の途中に慶州に立ち寄つたものであり¹⁰、石窟庵訪問のみを目的としていたわけではなく、陸軍大将でもあつた寺内

にとつて重要なのは、あくまでも陸軍特別大演習に参加することであった。したがって、寺内の石窟庵訪問は、確かに大阪「一九三二」のいうように、「寺内総督の面目を躍如たらしむるもの」であったのかも知れないが、寺内は石窟庵の悲惨な状況を聞いてただちに現地を視察したわけではない。寺内の石窟庵訪問はあくまでも日本への帰路の途中、立ち寄ったものであったのである。

なお、これまで指摘されてこなかったが、総督府では木子の石窟庵派遣から寺内の石窟庵訪問までに、もう一度、技師が派遣されていた。小川編「一九一四」には、

明治四十五（一九一二）年工藤総督府營繕課長実地調査の爲め石窟庵を訪ひ、再び得難き遺物なるを見て之を総督に報告したので
此年一月寺内総督は地方視察旁々該庵を訪ひ、愈々保全の必要を認め：（後略）：

とあり、木下以外にも營繕課長の工藤某が石窟庵に派遣されたことを伝えている。この工藤某であるが、『毎日申報』一九二二年四月二日の「課長以下任命」には、營繕課長として工藤壮平がみえているから、「工藤營繕課長」とは彼のことであろう。さらに、『毎日申報』一九二二年七月九日の「叙任及辞令（七月八日）」には、「朝鮮総督府事務官 工藤壮平 慶尚北道慶尚南道全羅北道全羅南道忠清南道出張を命ず」とあるから、木子が京城に戻つて復命書を提出した後に、再度、營繕課長である工藤が石窟庵の現状調査に派遣されたのであった。この工藤の復命書など関係文書もいまだ探り出せておらず、向後、関係文書を精査する必要があるが、おそらく工藤も木子のように、石

窟庵の崩壊寸前の状況を確認し、報告したのであろう。

このように、木子に次いで營繕課長である工藤が石窟庵に派遣されており、石窟庵修復の必要性が高唱されていたのであろう。それをうけて、いよいよ総督である寺内が、川越での陸軍特別大演習を陪観するための帰国の途中、石窟庵を訪問することになったのである。だが、意外なことに寺内の石窟庵訪問の具体的日時などについては、資料や研究者によつて相違し、これまで必ずしも資料に即して解明されているわけではない¹⁷⁾。そこで、改めて寺内の石窟庵訪問時期についてみてみよう。

寺内の石窟庵訪問については、木村「一九二四」に詳しいが、それには、

丁度大正元年の一月五日であつた、寺内総督の慶州視察があつて僕は扈從して説明の任に當つた、石窟庵は胸着二十町の急坂である、六十幾歳の老軀を以て寺内伯は之を攀登する、随員に立花少将あり、明石將軍あり、宇佐見長官あり、其の他大小の官吏三十数名である。

とあり、これによれば、寺内は大正元（一九一二年）一月五日に石窟庵を訪れたという。また、木村「一九二四」には、

慶州は二泊三日の旅で、此の間終始僕が接して見た感じは、そんなに恐い叔父さんでないと思ふた。

とあるから、寺内の慶州訪問は一月五日から二泊三日であつたことになる。

一方、鄭仁盛「二〇〇九」はこの時の寺内の慶州来訪を一月八日

とし、諸鹿央雄が二泊三日、慶州を案内した、と説いている。鄭仁盛「二〇〇九」では資料的典拠が示されておらず、必ずしもその根拠は詳らかではないが、いずれにしても木村「一九二四」と相違する。このように寺内の慶州訪問時期をめぐる二案が提示されているが、実際はどうであったのであろうか。

それを考究する上で手がかりとなるのが、当時の新聞記事である。「寺内総督慶州行（一）」（『毎日申報』一九二二年一月一〇日）によれば、寺内は一九二二年一月七日の朝、大邱に到着した後、自動車を駆って慶州へ向かい、午後二時半に慶州に到着し、太宗武烈王陵・奉徳寺を見学したという。さらに、「寺内総督慶州行（二）（三）」によれば、翌一月八日、寺内は仏国寺を観覧した後、石窟庵を訪れ、その翌日一月九日午後一時に慶州を出発して迎日湾に向い、光濟丸に乗船して二〇日未明、下関に到着したという（『毎日申報』一月一三・一四日）。これら新聞記事にもとづけば、寺内の慶州訪問を一月五日〜八日とする木村説や一月八日から二泊三日とする鄭仁盛「二〇〇九」は誤りで、実際に寺内が慶州を訪問したのは、大正元（一九一二年）年一月七日〜九日までの二泊三日であった。

では、この時、石窟庵を訪れた寺内の反応はどうであったのであるうか。鄭仁盛「二〇〇九」は寺内の石窟庵訪問が石仏の京城移送を打診する目的もあつたと述べ、姜煥靜「二〇一二」も寺内が石窟庵を京城に移送するように命令したとする。こうした理解は大阪「一九三二」に依拠したものであるが、既述のように、同書の寺内総督の石窟庵京城移送計画記事は信用できず、この場合も素直には従えない。では、

石窟庵を参拝した後、寺内はどうしたのであろうか。

この時の寺内の石窟庵訪問について具体的に言及しているのが、木村「一九二四」である。それによれば、石窟庵の仏像を見学した寺内は、「感慨無量の体」であり、以下のような興味深い指摘を行ったという。

暫らくして僕を顧みて「木村、これは怎うかせにやならんなア……金は幾ら掛らうか」と長州訛りを丸出しに云はれた、僕は昨日からの古蹟廻りで寺伯に馴染を重ねて居るので臆面もなく之に答へた、「二万円位で出来ると聞いて居ります、怎うか是非閣下御奮発を願ひます」と遣つたら、「ヨシ々々何とかして遣らう」との事で大正二年には調査が始まり四年に完成と云ことになつた。

これによれば、寺内は石窟庵修繕の必要性を認識し、木村に対してその方法を相談したことになる。それに対して木村も修理費が約二万円必要と答えたという。木村「一九二四」はこうした問答を経た結果、大正二（一九一二年）年〜大正四（一九一五年）年まで調査が行われたと記している。

ところで木村「一九二四」は

慶州古蹟保存事業は僕を俟たずとも出来たことであらう、…（中略）…丁度僕が此の機会に廻り合せて、此の事業に携はつて、明治四十三年から大正五年迄終始参画するに至つたことは、僕に取つての仕合せであり、同時に幾分か保存事業の着手を早めたことと思ふ。

とも述べ、謙遜しつつも保存事業の着手は自分の功績であつたなど、自らの文化財保護政策を自画自賛している。したがって、石窟庵修理

に關してもみずからの功績かのように叙述した可能性は十分にある。

とりわけ、これと関わって注意すべきなのは、石窟庵の修理費用を約二万円と木村が指摘したことである。これは大正二年〜四年までの工事修理全体の二二七四二円五四銭と近似する(黄寿永「一九六七」)。寺内の石窟庵訪問後、総督府からは国枝博技師が石窟庵に派遣され、その修繕費用を八六七〇円七五銭と計算しているから(黄寿永「一九六七」)、かりに木村が事前に工事費を計算していたとしても、それを二万円と推定することはかなり困難であつたであろう。そもそも修復工事には予定外の出費などもあり、実際の修繕費と木村の推定がほぼ一致するのは、偶然の一致にしては出来すぎである。思うに木村が寺内に伝えた修理費予算約二万円とは、石窟庵の修復費全額をふまえての数字ではないだろうか。木村は寺内への意見具申のなかにその費用を挿入することによって、石窟庵保護に対する自らの功績を強調しようとしたのであろう。木村「一九二四」には当時の貴重な情報が含まれているが、しばしば自らの功績を誇る記述も認められるのであつて、十分に注意する必要がある。

一方、この時の寺内の動向を伝えていた「寺内総督慶州行(三)」(『毎日申報』一九二二年一月一四日)には

寺内総督は仔細に石像を觀て五十圓を出して庵に寄付して其保全に就いて深く寺僧に注意し、総督は一行と共に山を下り、再次仏國寺に還つて暫時休憩した後、此処から車を連ねて歸られた。

とあり、木村と寺内の間で交わされた石窟庵修理に約二万を要すといったやりとりはみえず、寺内が五〇円を僧侶たちに寄付し、その保

全に注意するよう指示したこのみを伝えている。当該期の石窟庵の状況については、朝鮮総督府「一九一二」に

特記スヘキハ天井ノ墜落ヲ慮ルノ一事ナリ窟ハ石ヲ以テ囲ヲ掩フニ土及瓦ヲ以テシ更ニ上部ニ瓦ヲ連ネテ屋根ヲ作りシカ瓦ヲ盗ムモノアリ水ハ沁透シテ氷結シ終ニ石壁ノ一部ヲ墜落セシメタルモノト見ルヘク今ヤ蓮華ノ天蓋亦亀裂ヲ生シ落下ノ危険ニ瀕シツツアリ如此ニシテ放棄セハ中央石尊ハ言フマテモナク壁間ノ諸仏亦破滅ヲ免レサツヘク此ノ無二ノ偉觀ヲ失ハムコト必ナリ。

とあつて、当時、石窟庵は崩壊寸前で、急ぎ修理すべきことが唱えられていた。寺内が僧侶たちに五〇円を寄付し、その保全を依頼したのは、寺内が木子や工藤による石窟庵を急ぎ修復すべしという報告に接し、かつみずから石窟庵を訪問して、その可及的速やかな修復を強く認識したからでもある。このように寺内の石窟庵訪問は石窟庵修理と大きく関わっていくことになつたのである。

五 寺内正毅朝鮮総督と石窟庵修復

こうして石窟庵を訪問した寺内正毅であつたが、その寺内の文化政策について、植民地朝鮮において古蹟調査などを担当した藤田「二九五八」は、「新羅旧都の石窟庵の大修理工事、浮石寺の保存修理、海印寺大藏經の整理と補修並びに印刷も寺内さんの直接命令であつた」とし、石窟庵修復が寺内の直接の指示によるものであつたと回顧している。藤田自身は寺内に直接会つたことがなかった、と述懐しているから、これは藤田が総督府の役人から伝え聞いたものであろう

が、このことは寺内が石窟庵を訪問し、石窟庵の崩壊寸前の状況を確認して、急ぎ修復すべきことを認識していたことを示しているといえよう。では、寺内は具体的にどのような施策を展開したのであるか。寺内と石窟庵の関係を引き続きみていくことにしよう。

石窟庵を訪問した寺内は、その後、陸軍特別大演習陪観のため日本に帰国し（『総督川越扈從』『毎日申報』一九二二年一月一日）、同年一月三〇日に朝鮮に戻っている（『寺内総督の帰任』『毎日申報』一九二二年二月一日）⁸⁸。小山「二九一四」・黄寿永「二九六七」によれば、そのわずか約四ヶ月後の大正二（一九一三）年四月に総督府から国枝博技師が石窟庵に派遣され、急ぎ石窟庵を修復すべしという報告とその工事仕様書ならびに予算書が提出されたという⁸⁹。

黄寿永「二九六七」は、それに先立つ木子智隆の石窟庵派遣とその修理切迫を伝える緊急報告が、総督府をして石窟庵を注目させた指摘するが、それだけではなく、寺内自身による石窟庵の視察も国枝技師の派遣には大きく関わっていたのではないかとおもわれる。前述のように、寺内は石窟庵の状況を実見し、わずか五〇円であるが、石窟庵の僧侶たちに寄付し、保全処理を促すとともに、その修繕の必要性を認識していたと考えられるからである。

黄寿永「二八六七」によれば、国枝の帰京から約二ヶ月後の同年六月には石窟庵修復を主とする古蹟補助金が支給されている⁹⁰。総督府の対応は迅速であったが、総督府のこの素早い決定の背後には寺内が実際に石窟庵を訪れ、崩壊の危機にあったことを認識していたこととも無関係ではなからう。

ちなみに、寺内は大正二（一九一三）年二月七〜一〇日に開催された土木出張所の打ち合わせ・土木会議に臨席しており、九日の午後には会議に参加した技師たちを招いて慰労し、翌一〇日には総督府の土木打ち合わせ会終了に際して出張技師に向かって訓示・演説を行っている⁹¹。寺内の日記を一瞥しても四日にわたり土木会議に参加しているのはこの時以外なく（山本編「一九八〇」）、この時、寺内は土木工事に強い関心をもっていたといえる。それは朝鮮統治上、必要であったからに相違ないが、石窟庵修復に対する危機感も深く関わっていた可能性もある。

寺内の日記によれば、寺内はその六日後の二月一六日に、「石仏釈迦像ノ除幕開眼式」を挙行している（山本編「一九八〇」）。鄭仁盛「二〇〇九」はこの仏像を前年の慶州踏査で入手したものとするが、そうであったとすれば、これはこの頃、寺内が慶州の石仏に対して強い関心を持っていたことを示しているともいえる。上述のように、寺内は慶州巡視を行った後、日本に帰国し、その後の大正元（一九一二年）一月三〇日に朝鮮に戻ってきている。したがってそれ以前に、慶州で入手した石仏に対する除幕開眼式を行うことも可能であったはずである。しかし、それがその三ヶ月後の二月一六日に行われたのは、この頃、寺内が慶州の石仏に対して思いを馳せたからであろう。その契機となるのが既述の土木会議ではないだろうか。

おそらく、寺内は土木会議の参加によって石窟庵の修復をより改めて認識し、さらにそれと関わって慶州で得た石仏の除幕開眼式の開催を思い立ち、その約一週間後には「丸山和尚」を招いてそれを挙行し

たのであろう。寺内の日記によれば、その除幕式には「明石將軍」も列席しているが（山本編「一九八〇」）、この「明石將軍」とは明石元二郎で、彼は木村「一九二四」や寺内の慶州行きを伝える既述の「寺内総督慶州行」（『毎日申報』）にも登場しており、寺内とともに石窟庵を訪問した人物の一人である。寺内がこの「明石將軍」を除幕開眼式に招待しているのは、前年一月の石窟庵訪問を意識していたからであろう。「明石將軍」や「丸山和尚」の日程などを調整する期間を勘案すれば、上述したように寺内は土木会議で石窟庵を想起し、その六日後に石仏除幕開眼式を行ったと理解されるのであって、そうした思いが土木会議での技師との慰労会などで伝えられた可能性もあろう。

このように寺内は慶州行から数ヶ月に慶州で得た石仏の除幕開眼式を行うなど、新羅の石仏に対して強い関心を持ち続けていたと推定されるのである。この寺内の石窟庵に対する強い思いを代弁するかのようには、石窟庵の修復工事計画は急ピッチで進められていく。

こうして国枝技師の派遣から二ヶ月後の同年六月、石窟庵に対する古蹟補助金の支給が決定される。朝鮮総督府「二九一四」には「古蹟修繕八箇所 一四、四三四四七六錢」とあり、朝鮮総督府「一九一三」には

如上ノ保護スヘキモノ中修理ヲ要スルモノハ経費ノ許ス限り古來ノ形態ヲ維持スル為一萬五千円ヲ計上シ寺刹ノ所有ニ属スル建物物ニシテ特別保護ヲ有スルモノ為一萬円ノ補助費ヲ計上シ本年度ヨリ其ノ実施ニ着手シ是等建造物ノ永久保存ヲ図ルニ遺憾ナカラシムコトヲ期ス。

とあって、総督府は同年から寺院関係の特別保護のため、一万円を補助することを決定していた。朝鮮総督府「二九一四」には前年に続いて、「寺刹ノ建造物・碑石等ニシテ応急的修理ヲ要スルモノニ対シテハ前年度及本年度ニ於テ各一萬円ノ修繕費補助金ヲ支給シ」とあり、一九一三・一九一四年にはそれぞれ一萬円が修繕補助費として支給されることになった。そこにはその対象となる建築・遺跡が記されているが、それには

如上ノ修理ヲ施シタル主ナル建物ハ国費経営ニ於テ京畿道高陽郡ノ碧蹄館、水原ノ華虹門・諏花隋柳亭・平壤ノ乙密台・練光亭・普通門・大同門、義州ノ統軍亭、平安南道龍岡・江西兩郡ノ古墳・碑閣・塚等ニシテ、補助経営ニ於テ慶州ノ石窟庵石窟・芬皇寺九層塔、平壤ノ永明寺浮碧樓、江華島ノ伝燈寺大雄宝殿等トス。とあって、「修理ヲ施シタル主ナル建物」として碧蹄館や平壤城の乙密台などが挙げられ、石窟庵は「補助経営」とされていた。「補助経営」の対象はみな寺院であることから、寺院の修繕は当初から「補助」となっていたのであろう。石窟庵は、芬皇寺九層塔、さらには平壤の永明寺浮碧樓、江華島の伝燈寺大雄宝殿などともその対象となっていたのであった。小川「一八六七」によれば、「大正二年度の古蹟補助金は専ら石窟庵修復を完成されることを目的として施行計画を立案し、その残額金額は芬皇寺古塔修理とし、万一、工費が不足する時は次年度に補給する」ことになっていたから（小山「一九一四」・奥田「一九二〇」）、石窟庵の修繕がもっとも重視されていたことになる。

このことは「慶州保存会」（『毎日申報』一九一三年九月二日）に

総督府では寺刹及遺跡保存補助費を予算に計上して朝鮮全道に亘り渉って其保存方法を考究しており、本年度に其第一回として慶州石窟庵を修繕設計に着手して：（後略）：

とあって、最初の寺刹及遺跡保存補助費の対象に石窟庵が指定されていることから確認できよう。石窟庵が第一回目の修繕対象となったのは、その遺跡修復・保存の緊急性・遺跡の重要性もさることながら、寺内総督が直接足を運び、事前に金五〇円を僧侶に与え、遺跡保存を依頼していたことなども無関係ではないであろう。

こうして石窟庵は最初の修理対象となったが、この補助金確定と並行して、同年六月に設計調査も行われ（小山「一九一四」・奥田「一九二〇」・黄寿永「一九六七」）、九月二二日付で慶北道知事と工事監督者である国枝技師の間で「工事施工順序」が最終決定され、大正二（一九一三）年九月二六日付で、石窟庵住持の宋雪牛・祇林寺住持によって一万円の補助費下附願が提出されたのであった（小山「一九一四」・黄寿永「一九六七」）。

こうして、大正二（一九一三）年一〇月から石窟庵修理工事が開始され、主任技手である飯島源之助以下、一一二〇〇人の工人、補石材八五〇〇個、セメント五六〇〇樽が投入され、四四三日間、経費約二二七〇〇円に及ぶ石窟庵の工事が大正四（一九一五）年九月一三日に終了したのであった（奥田「一九二〇」・黄寿永「一九六七」）。

結語

以上、これまでみてきたように、石窟庵は近代日本によって「再発

見」されて以後、新羅を代表する仏教遺跡の一つとして注目されていった。それは関野貞ら研究者がそれを高く評価したからでもあるが、曾禰荒助韓国副統監がそれを「発見」し、その価値を見出したことと喧伝されるなど、政治権力と関わっていたことも石窟庵が注目を浴びる上で大きな役割を果たしたといえる。その結果、一九〇九年の段階では慶州の名所古蹟として認められていなかった石窟庵は、一躍有名となり、さらに釋尾編「一九一〇」によって石窟庵の素晴らしさが強調されたこともあって、翌一九一〇年九月一日には、芬皇寺九層塔・瞻星台などとともに国宝入りの候補となったのであった。

曾禰に続く第三代韓国統監・初代朝鮮総督であった寺内正毅も石窟庵を訪問して、その修繕を強く認識し、その寺内治世下で、石窟庵は寺院修繕事業の第一号として修復されることになったのである。この修築には問題がなかったわけではないが⁽²³⁾、これによって石窟庵は『毎日申報』に「東洋無比の芸術的精華を蒐集」し、「世の崇敬を集めるに至」る新羅を代表する仏教遺跡として、芬皇寺九層塔らとともに宣伝されたのであった（「新羅の旧古蹟」『毎日申報』一九一五年九月二二日）。曾禰副統監による石窟庵の「発見」、さらには寺内総督による石窟庵訪問、彼の強い意向による石窟庵の修理によって、石窟庵は新羅文化を代表するものとしての不動の地位を得ることになったのである。

その後、曾禰・寺内に続き、長谷川好道総督・斎藤実総督など、歴代の総督もまた石窟庵を訪問しているが⁽²⁴⁾、これは石窟庵の名をさらに高からしめることに貢献することとなった。こうして石窟庵は新羅

文化を代表する仏教寺院として紹介されていったのである。このことは姜煇静「二〇一二」がすでに指摘するように、日本の朝鮮支配を正当化することとも関連すると考えられるが、これについては本論では十分に検討を加えることができなかった。しかし、これは近代以後の石窟庵、さらには植民地朝鮮に対する諸政策を宗教・文化遺産政策を理解する上で軽視できない問題であり、今後の課題として、韓国中央博物館に所蔵されている関係文書の調査とあわせて総合的に検討したいとおもう。

註

- (1) 近代以後、石窟庵が今日のような新羅を代表する仏教遺跡として確立していく過程については姜煇静「二〇一二」を参照。
- (2) 石窟庵の修復過程については黄寿永「一九六七」や姜煇静「二〇一二」及び清水重敦「二〇一三」などを参照。
- (3) 石窟庵の修復過程については、註(2)があるが、これ以外に近年、韓国国立中央博物館のサイトではそれら石窟庵修復も含めた「高句麗中央博物館所蔵朝鮮総督府博物館文書」が公開されており、それら文書を利用した修復過程の解明が必要であるが、これについては今後の課題としたい。
- (4) たとえば、姜煇静「二〇一二」や鄭仁盛「二〇〇九」は統監や総督と石窟庵の関係について論及するものの、必ずしも史料の根拠が明示された上で、それについて詳細に検証されているわけではない。
- (5) 朝鮮総督府「一九一五」は石窟庵の創建時期を「新羅善徳王三年(西暦紀元六百三十四年今を去ること一、二八二年)鎮護国家の道場として之を建立したるものなり」とするが、何らかの誤りであろう。
- (6) 明治三五(一九〇二)年の関野貞の慶州訪問については関野「一九〇四」を、明治三九(一九〇六)年の今西龍の慶州踏査については今西「一九〇八・一九一二」を参照。
- (7) 鄭時翰『山中日記』戊辰(一六八八)年五月一五日仏国寺条「使僧統信定・僧上俊頗急、極力行十余里、渝嶺下里許、至石窟庵。僧海明迎入坐、小時、上石窟、皆人功所為、石門外両辺、皆刻佛像於大巖、各四五、奇巧天成石門攻石、如虹。其中大石佛像、儼然如生、坐台石正奇奇巧、窟上蓋石及諸石円正無一傾邪、仏像列立如生、奇怪不可名状、一段希観罕倫。賞翫良久下宿庵。」
- (8) 鄭時翰『山中日記』戊辰(一六八八)年五月一八日仏国寺条「小時有居士一人、担負而至、自言居住全州、欲觀仏国石窟・骨窟等処、率其妻来到。」
- (9) 姜煇静「二〇一二」は、これら絵画のなかに石窟庵と庵がそれぞれ別々に記録されているものもあることから、本来、石窟と庵は別々であったが、二〇世紀に『三国遺事』の石仏寺を指す固有名詞としての石窟庵へと変化したと説く。
- (10) 柳宗悦「一九一九」は、関野貞が石窟庵を知らずに帰国したのは、石窟庵が「全く人々の記憶から埋没してゐたから」とするが、本文で述べたように、人々はその存在を知っていたようである。

- (11) 柳宗悦「一九一九」は関野貞の韓国調査にも言及し、それを明治四一（一九〇八）年とする。しかし、関野が慶州を調査したのは、一九〇二年、一九〇九年なので、明らかに間違っている。柳「一九一九」の指摘にはしばしば誤りがあり、その記述をただちに首肯することはできない。
- (12) 姜煒静「二〇一二」は、日本人による「発見」は事実の歪曲であり、朝鮮総督府の統治を正当化させたための口実に過ぎない、と指摘する。
- (13) 曾禰荒助の韓国副統監・統監就任については、国立公文書館アジア歴史資料センター所蔵「任副統監 枢密顧問官 男爵曾禰荒助」・「任統監 副統監 子爵曾禰荒助」参照。
- (14) 曾禰荒助の統監退職については、国立公文書館アジア歴史資料センター「依頼免本官 統監 子爵曾禰荒助」参照。
- (15) この督府技手の石窟庵調査に関する文書は、国立中央博物館所蔵朝鮮総督府博物館文書にはみあたらず、今後、追究する必要があるが、さしあたって黄寿永「一九六七」に依拠する。
- (16) この間の寺内正毅の動向については、朝鮮総督府「一九二二」及び「寺内総督東上」（『毎日申報』一九二二年一月一九日）を参照。
- (17) たとえば、姜煒静「二〇一二」は寺内総督の石窟庵訪問について言及するが、その日程などについては具体的に記していない。また、鄭仁盛「二〇〇九」も寺内総督の慶州訪問などに言及するが、その典拠などは具体的に記されていない。なお、鄭仁盛「二〇〇九」

- は、木村「一九三〇」に基づき、一九〇九年に「寺内総監」が石窟庵を訪れた後、盗難事件が起こったとするが、鄭仁盛が参照にした木村「一九三〇」（同史料は、一九三〇年に諸鹿央雄の慶州郡庁での講演の筆録で、現在は韓国の独立記念館に所蔵されており（史料番号 1-101571-000）、以下のサイトから閲覧可能である（<http://search1815.or.kr/ImageViewer/ImageViewer.jsp?tid=co&id=1-101571-000> 二〇二〇年八月三一日閲覧））によれば、盗難事件について、「去ル明治四一（一九〇八）年ノ春ヤングトナキ某大官ノ巡視ノ後何処ヘカ姿ヲ失ツタ」とあって、「寺内統監」とは明言していない。寺内は明治四三（一九一〇）年五月に統監に就任、同年七月二三日に仁川に上陸し（『皇城新聞』一九一〇年七月二四日「統監到着光景」）、同年一〇月一日に総督となつているから、かりに「寺内統監」が慶州を訪問していたとすれば、それは一九一〇年五月〜七月までであったことになる。今のところ寺内がこの期間に慶州を訪れた可能性は完全に排除できないが、諸史料にはそのような「寺内統監」の慶州訪問を伝えていない。また、石窟庵の盗難事件は曾禰副統監代のことなので、おそらく「寺内統監」は「曾禰副統監」の誤りであろう。
- (18) この時の寺内正毅の朝鮮帰国は、『寺内正毅日記』の同年一二月三〇日の日記からも確認できる（山本編「一九八〇」）。
- (19) なお小山「一九一四」には「大正二年六月初旬更に国枝技師飯島技手を出張せしめ」とあり、黄寿永「一九六七」と一部相違する。これについては、関連文書を探し出した後、改めて検討した

いが、飯島技手の出張はその後のことであることからして、小山「二九一四」の記述は誤りであり、なんらかの誤解があったようである。

- (20) 黄寿永「一九六七」に紹介されている大正二年の古蹟保存の補助金の用途は、石窟庵を主として、残額は芬皇寺古塔修理費に充たさせられる計画となっているが、この芬皇寺もまた、この時の寺内の慶州巡視に際して、寺内自身が訪れており、芬皇寺修理も寺内の訪問とあるいは関係があったのかもしれない。なお、黄寿永「一九六七」は、専門家による石窟庵の原形及び現状についての基本調査、設計もなく、一技師の復命書によって工事が決定してしまったこと、さらにその工事が拙速かつ稚拙であったことが、石窟庵の原形を喪失させる原因となったと批判している。

- (21) 『寺内正毅日記』の二月七〜一〇日(山本編「一九八〇」)及び「総督邸の晩餐会」「土木所長会議」(『毎日申報』一九一三年二月八日)。

- (22) なお、小川「一九一四」・奥田「一九二〇」には、大正二(一九一三)年六月に石窟庵の事前調査が終わったと伝える。黄寿永「一九六七」によれば、補助金通知が同年六月二二日に通報されているから、あるいは小川や奥田のいう六月の事前調査終了とは、補助金決定までの諸々のプロセスが終了したことをいうのかもしれない。

- (23) この時の工事の状況などの問題については黄寿永「一九六七」に詳しいが、近年、清水重敦「二〇一三」はこの時、石窟庵修復

に携わった国枝博が日本において建造物修理の経験がなく、朝鮮に赴いた後、初めて建造物修理に従事したことなどを指摘しており、近代日本の朝鮮文化政策の一端を理解する上で注目される。

- (24) 長谷川総督の石窟庵訪問については木村「一九二四」を、斎藤総督の石窟庵訪問については鄭仁盛「二〇〇九」参照されたい。なお、総督以外にも石塚農商工部長官も石窟庵を訪問しているが(内外電報「石塚長官巡視」『毎日申報』一九一四年一月二二日)、このような高官の石窟庵訪問も総督のそれと同様、石窟庵の位相を高めることになったであろう。

参考文献

- 国立公文書館アジア歴史資料センター A03023374800 「任副統監枢密顧問官男爵曾禰荒助」
 国立公文書館アジア歴史資料センター A A03023379000 「任統監副統監子爵曾禰荒助」
 国立公文書館アジア歴史資料センター A03023380200 「依願免本官今西龍、一九〇八、「慶州に於ける新羅の墳墓及び其遺物に就て」『人類学雑誌』二三、後、今西龍『新羅史の研究』国書図書館、一九七〇年収載
 ——、一九一一、「新羅旧都慶州の地勢及び其遺蹟遺物」(『東洋学報』一一一、後、今西龍『新羅史の研究』国書図書館、

一九七〇年取載

大阪六村、一九三二、『趣味の慶州』慶州保存会

奥田悌、一九二〇、『新羅旧都慶州誌』玉村書店

木村静雄、一九二二、『新羅旧都慶州誌』大邱印刷

——、一九二四、『朝鮮に老朽して』帝国地方行政学会朝鮮本部

——、一九三〇、『慶州ノ新羅遺蹟ニ就テ』（韓国独立記念館所蔵、

資料番号：I-101571-000）

小山雄三編、一九一四、『新羅古蹟慶州案内』朝鮮新聞慶北支社

関野貞、一九〇四、『韓国建築調査報告書』東京帝国大学工科大学

——、一九一〇、『朝鮮文化の遺蹟』『朝鮮芸術之研究』度支部建

築所

釋尾編、一九一〇、『朝鮮美術大観』朝鮮古書刊行会

清水重敦、二〇一三、『日韓における黎明期の建造物保存修理』『建

築保存概念の生成史』中央公論美術出版

朝鮮総督府、一九二二、『慶州ノ古蹟ニ就テ』『朝鮮総督府月報』

二一一号

——、一九二二、『総督ノ去来』『朝鮮総督府月報』二一一二

——、一九二三、『古蹟調査』『朝鮮総督府施政年報』

——、一九二四、『大正二年度土木事業の概要』『朝鮮総督府月報』

四一七

——、一九二四、『古蹟調査』『朝鮮総督府施政年報』

——、一九二五、『慶州石窟庵』『朝鮮総督府月報』五一二

——、一九三八、『朝鮮宝物古蹟図録第一 仏国寺と石窟庵』朝鮮

総督府

中村亮平、一九二九、『朝鮮 慶州之美術』芸艸堂

韓永大、二〇〇八、『柳宗悦と朝鮮—自由と芸術への献身』明石書

店

藤田亮策、一九五八、『ピリケン総督—朝鮮の思い出（一）—』『親

和』五二

柳宗悦、一九一九、『石窟時の彫刻に就て』『芸術』一九一九、六、後、

『柳宗悦全集著作篇』六、一九八一年取載

山本四郎編、一九八〇、『寺内正毅日記—1900-1918—』同朋舎

李龜烈著・南永昌訳、一九九三、『失われた朝鮮文化 日本侵略下の

韓国文化財秘話』新泉社

姜熾静、二〇一一、『나라의 정화（精華）、지선의 표상（表象）—

일제강점기 석굴암론』西江大学出版社

성낙주、二〇〇九、『석굴암의 백년의 빛』동국대학교출판부

鄭仁盛、二〇〇九、『일제강점기「慶州古蹟保存会」와 모로가 히

데오』『大邱史学』九五

黄寿永、一九六七、『石仏寺の創建과 重修』『石窟庵修理工事報告書』

文化財管理局

——、一九八九、『吐含山 石窟庵—創建과 沿革—』『韓国の仏像』

文艺出版社

（二〇二〇年十月一日受理）

（いのうえ なおき 文学部歴史学科准教授）

